

令和4年度第5回理事会の開催

令和4年度第5回理事会が令和5年3月22日、日本獣医師会会議室及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として、3議案について諮られ、可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について、説明・報告が行われた。議事概要は以下のとおりである。

令和4年度第5回理事会の議事概要

I 日時：令和5年3月22日(水) 13:30～17:45

II 場所：日本獣医師会・大会議室

III 出席者（*はオンラインによる出席者）

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗、
境 政人（兼専務理事）

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）

浦山良雄（東北地区）

鳥海 弘（関東地区）

上野弘道（東京地区）

石黒利治（中部地区）

吉岡 豊（近畿地区）

田中尚秋（中国地区）*

佐野明彦（四国地区）

草場治雄（九州地区）

【職域理事】 佐藤れえ子（学術・教育・研究）*

西川治彦（産業動物臨床）

大林清幸（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

宮澤 隆（家畜防疫・衛生）

佐伯 潤（動物福祉・愛護）

栗本まさ子（特任）

【監事】 宇佐美見、小山田富弥、柴山隆史

（欠席） 酒井健夫（顧問）

加地祥文（公衆衛生職域理事）

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

【説明・報告事項】

1 令和4年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

2 マイクロチップ装着・登録の義務化に関する件

3 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催等に関する件

日獣会誌 76 196～204 (2023)

4 FAVA ワンヘルス福岡オフィスの設置に関する件

5 獣医学術学会年次大会に関する件

6 政策提言活動等に関する件

7 第1回愛玩動物看護師国家試験の実施に関する件

8 令和5年度役員改選に関する件

9 令和5年度職域別部会委員会委員委嘱手続スケジュールに関する件

10 令和5年度動物愛護週間中央行事及び2023動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

11 認定・専門獣医師制度（農場管理専門獣医師を含む）への取組に関する件

12 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築への取組に関する件

13 特別委員会及び部会委員会に関する件

14 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援に関する件

15 公益社団法人日本獣医師会藏内勇夫会長のアジア獣医師会連合（FAVA）会長就任祝賀会に関する件

16 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

17 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要

【開会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

皆様、こんにちは。WBCでも日本が優勝し、非常に喜んでおるところでございます。

さて、先月20日、私のアジア獣医師連合会会長祝賀会では大変お世話になりました。林外務大臣、西村環境大臣、また麻生太郎議員連盟会長、西村康稔経済産業大臣等々、多くの方々にご出席をいただき、本当に盛大に

開催をいただきました。心から、役員の皆様、事務局の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

3月13日に自由民主党ワンヘルス推進議員連盟が設立をされました。林外務大臣が代表世話人、武見敬三先生が代表代行、麻生太郎先生も最高顧問に就任をされると、そういった話を聞いていますが、役員については三役一任となっておりますので、今順次調整をされておると聞いているところでございます。私も日本医師会、日本獣医師会にとりましては、ワンヘルスを推進する議連を作っていただき大変心強く思っております。

こういった議連の先生方の応援等もいただきながら、ワンヘルスの活動の成果を、FAVAの会長という大役を拝命いたしましたので、しっかりと国の内外に発信をしていきたいと思っております。そして、私の基本的なワンヘルスの取組み理念は、地球上の命をとにかく守っていくということと同時に、日本獣医師会、獣医師の、地位向上につなげていきたいという思いを持っておりますので、皆様方には今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。

一方、マイクロチップにつきましては、これまでに7回、ラウンドテーブルで環境省との協議を重ねてまいりましたが、抜本的な解決には至っておりません。これにはやはり次回の法の改正に期待をするところでございますが、国が作る法律というのは5年間はなかなか変わらないことが普通でございます。改善すべき点は次の改正を待つ前にしっかりと対応していきたいと、このように考えております。特に財政面、赤字の問題は早急に解決したいと考えておるところでございますので、こちらのほうにも役員の先生方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、愛玩動物看護師第1回目の試験が実施されました。合格率が88.9%、非常に高く、約2万人の受験生のうち約1万8,000人が合格をいたしております。一方、獣医師の国家試験は合格率69.9%。過去5年と比較して最も低い結果となっております。受験者が1,254名、合格者が877名であります。この結果の検証を求めつつ、人と動物の共生社会の構築と国民生活の向上に貢献できるよう、チーム獣医療の推進に取り組んでいきたいと思っております。

また、日本獣医師会には、これ以外にもさまざまな山積する課題がございます。こういった問題を、引き続き地方会の皆様、構成獣医師の皆様とともに密に連携を図り、情報を共有しながら解決に努め、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

本日は令和5年度の事業計画及び予算等、本会の事業運営に関わる重要な事項についてご審議をいただきます。役員の皆様におかれましては、将来の獣医師、獣医

師会のあるべき姿を見据え、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと思っております。

【決議事項】

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境副会長兼専務理事から、資料に基づき令和5年度事業計画及び収支予算が説明された。出席理事から、マイクロチップ登録事業のうち民間登録であるAIPOの収入見込みが過大ではないかとの質問がなされ、変更登録がなされていないケースがあるとされるペットショップやブリーダーにおける譲渡し時の法定登録をAIPOが代行登録する等、法定登録とAIPOの同時登録サービスを提供する中で登録数の増加を図るとともに、登録料を見直す等の対応により収支の適正化を図りたい。6月1日には条件付きながら獣医師による情報検索が可能となるなど制度改正が予定されていることから、併せて対応を図りたい旨回答された。採決の結果、議案は承認された。

第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法への対応として、65歳までの定年の引上げ、及び70歳までの継続雇用制度の導入を柱とする関連諸規程である職員就業規則、職員再雇用に関する規程、職員給与規程、職員永年勤続表彰規程、嘱託職員等就業規則の一部改正について説明され、承認された。

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

1件の賛助会員の入会について諮られ、承認された。出席者から、会の運営安定化のため、広く賛助会員を募集するなど、会員・会費制度を含めて対応を考えてはいかかとの意見が出された。

【説明・報告事項】

1 令和4年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項への対応について、令和4年度第10回業務運営幹部会（令和5年1月25日）において協議の上、対応方針等（別記）が了承され、第13回職域別部会関係部会長会議（令和5年2月13日）における検討を経た内容について説明された。

2 マイクロチップ装着・登録の義務化に関する件

境副会長兼専務理事から、マイクロチップに関する動愛法に基づく法定登録及びAIPO登録の双方について概要が報告された。運営の円滑化、収支の健全化への努力

として、①現状では朝8時から夜8時まで、365日運用とされているコールセンター業務について、日曜を休日とする一方、対応時間の短縮を図ることについて環境省が対応を変更したこと、②法定登録の紙申請の受付対応について、想定以上に登録件数が少なく、外部委託を行うほうが高コストであり継続が困難であることから、本会事務局内での対応に切り替える方向であること等が説明された。また、厚生労働省のオブザーバー参加の下、環境省と本会が開催しているラウンドテーブルでの対応事項として、データベースの1本化によるAIPOと法定登録の一体的な運用や動愛法に定める狂犬病予防法の特例措置に基づく犬の登録制度の実効性確保等を含む制度全体の抜本的な改正について検討を進めていることが報告された。

出席者から、狂犬病予防法の特例に関し、参加自治体の中には犬の登録料無料化に踏み切る自治体が多いことから委託を受ける側である地方獣医師会として憂慮しているとの意見があり、狂犬病予防法においても事務に要する経費は飼育者の負担と定められており、地方獣医師会の受託事務の財源の喪失につながる登録手数料無料化の流れは課題が多いことから、各自治体の状況等を調査したうえで本会としても対応を進めることとされた。

3 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催等に関する件

境副会長兼専務理事から、FAVA大会及び令和4年度獣医学術学会年次大会の収支等が報告とされた。令和4年度獣医学術学会年次大会の開催経費について、今回はFAVA大会と同時開催であり、同大会に対して福岡県及び福岡市からの支援を受けたことにより、本会の支出については例年比約半額の経費で対応できたことが報告された。

4 FAVA ワンヘルス福岡オフィスの設置に関する件

境副会長兼専務理事から、FAVA ワンヘルス福岡オフィスと日本獣医師会との関係について整理した内容が説明された。出席者からFAVAと日獣双方の役割や経費負担についての考え方に隔たりがあるのではないかとの懸念が示された。藏内会長から、「FAVAには福岡オフィスに関する経費はありません。ただ、FAVAの中でアクションプランを作り、その中にワンヘルスという部門ができた。ところが、このワンヘルス部門を支えるFAVAの人材、体制もない。そこで、このワンヘルスに関する件は、福岡が推進すると、こういうことを標榜し、国際都市を標榜して国際的な組織を受け入れたいと考えてきた福岡県とうまく折り合いがつかないのではないかと取り組んできたわけです。私のFAVA会長としての任期は2年間ですから、この2年間にしっかり、前会長が作

られたアクションプランを引き継ぐ。取りあえずこの2年間は福岡におけるFAVAのワンヘルスオフィスでしっかりそれを受けていこう。その代わり、その経費については、福岡県も応分の負担はする、ということです。また、日獣としても、国際的な仕事をもう少しシェアしてもいいんじゃないか。そういう中で、FAVAの福岡オフィスのスタートにあたり日本獣医師会として当然やるべき役割、経費について負担をしていけばよいと思っています。残りの部分については、福岡県とFAVAが努力しなきゃならないと思っています。未来に向けて活動を続けて行けるかどうか、それはワンヘルスというのがどれだけ社会の中で価値が求められるか、日本獣医師会はこれに対してどれだけ価値観を求めるのか、そういったところに準じてくると思います。」との説明がなされた。

5 獣医学術学会年次大会に関する件

境副会長兼専務理事から、本年の獣医学術学会年次大会を令和5年12月1日から3日まで、神戸市の神戸国際会議場で開催予定であること、及び令和6年度の獣医学術学会年次大会については令和7年1月から2月に開催する方向で検討したい旨が説明された。

6 政策提言活動等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年12月から令和5年3月までの本会による要請活動等の政策提言活動の経過が報告された。

7 第1回愛玩動物看護師国家試験の実施に関する件

境副会長兼専務理事から、第1回愛玩動物看護師国家試験の結果が説明された。

8 令和5年度役員改選に関する件

境副会長兼専務理事から、令和5年度役員改選について、今後のスケジュール等が説明された。

9 令和5年度職域別委員会委員委嘱手続スケジュールに関する件

境副会長兼専務理事から、新たな任期の職域別部会委員会委員の委嘱手続について今後のスケジュールが説明された。

10 令和5年度動物愛護週間中央行事及び2023動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

境副会長兼専務理事から令和5年度動物愛護週間中央行事について、屋内行事は9月23日に台東区ミレニアムホールで開催し、日本動物児童文学賞等の表彰等及び

講演会が予定されていること、屋外行事は11月23日に上野恩賜公園で動物感謝デーと同日同時開催されることが説明された。動物感謝デーについては、例年同様地方獣医師会による協賛が依頼された。

11 認定・専門獣医師制度（農場管理専門獣医師を含む）への取組に関する件

境副会長兼専務理事から認定・専門獣医師制度の構築に向けた取組の進捗状況が説明された。既存の学協会による参画を前提とした小動物診療分野に対し、産業動物診療分野における農場管理認定・専門獣医師については現在研修プログラム等の検討と試行が進められており、今後家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に定める農場の担当獣医師である農場管理獣医師の基本的な要件として機能する仕組を目指したいこと、資格認定基準は日本獣医師会の会員構成獣医師を原則としたいこと等が説明された。

12 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築への取組に関する件

境副会長兼専務理事から、産業動物診療分野の遠隔診療について、農水省における対応と農場管理獣医師を中心とする実施の仕組、補助事業における対応等が説明された。出席者から、小動物診療分野における対応について新規参入事業者等による混乱への懸念等が示され、本会として農水省参画の下、小動物臨床委員会においてガイドラインを取りまとめて示していること、かかりつけ動物病院における対応を原則としていること等が説明された。

13 特別委員会及び部会委員会に関する件

境副会長兼専務理事から全体の概要及び職域別部会関係部会長会議の概要が説明された後、ワンヘルス推進検討委員会について草場理事から、産業動物臨床・家畜共済委員会について横尾理事から、学校動物飼育支援対策検討委員会について佐伯理事から、総務委員会について境副会長兼専務理事から説明された。

14 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援に関する件

2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動について、年度内が寄付金の募集期間とされていることから、今後呼びかけを行ったうえで募金の終了と送金を行いたい旨が説明された。

15 公益社団法人日本獣医師会藏内勇夫会長のアジア獣医師会連合（FAVA）会長就任祝賀会に関する件

令和5年2月20日に明治記念館において開催された藏内会長のアジア獣医師会連合（FAVA）会長就任祝賀会について報告された。（詳細は本誌第76巻4号参照）

16 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

各地区理事から、職務執行状況が報告された。

17 その他

出席者からの豚熱ワクチン接種に対する国の対応への質問に対して、境副会長兼専務理事から、農林水産省の対応について説明された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日程が説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境委員長代行兼会計責任者から、関連会議への出席、要請活動等について説明された。特に3月13日には、自由民主党本部において、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟設立総会が開催されたことが報告された。（本号213頁参照）

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

令和4年度 地区獣医師大会決議要望事項等への対応

1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ワンヘルスの理念に基づく人と動物の感染症に関する正しい知識の普及（関東・東京地区）
- ・人獣共通感染症への研修強化（中部地区）
- ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・人と動物の共通感染症の海外を含めた発生状況の把握と予防対策の普及啓発（四国地区）
- ・ワンヘルスの概念に基づく自治体・医師・獣医師の連携による共通感染症への対応体制を構築（四国地区）
- ・「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の設置と人獣共通感染症及び薬剤耐性菌感染症対策の強化（九州地区）
- ・獣医務部局の新設と動物感染症の一元的管理（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会が締結した学術協定等に基づき、同会と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。

- ① 関係行政機関に対し獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請するとともに、本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催する。
- ② 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、獣医師を含む関係者を対象とする研修実施の要請とともに、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備に努める。
- ③ 獣医学術学会年次大会、各種研修会等においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症における発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO等の調査報告等に加え、SFTS等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

(2) わが国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進す

るため、実施体制の構築及び施設整備等について、以下のとおり引き続き支援、要請を実施する。

- ① ワンヘルスの実践のため、国立感染症研究所（日本版CDC）の体制強化とともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、動物検疫所及び動物医薬品検査所を一括統合して国の機関として位置付け、家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するよう要請する。
- ② 併せて、地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援を要請する。
- (3) アジア獣医師会連合（FAVA）におけるワンヘルスの実践活動についても、以下のとおり支援・協力する。
 - ① 令和4年11月11日から13日まで、福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークにおいて、「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして開催された「第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会」において、大会の成果として調印された「アジアワンヘルス福岡宣言2022」の普及に努める。
 - ② また、令和5年度に予定されている「FAVAワンヘルス福岡オフィス」の設置に伴い、今後、本オフィスがアジア各国へのワンヘルスの普及・実践の推進に主体的に取り組むこととなるが、本会も本活動に連携、協力する。
- (4) 本会関係委員会等においても、以下のとおりワンヘルスの実践活動の検討、提言の取りまとめ等を実施する。
 - ① ワンヘルスの推進に向けた獣医師の役割は今後一層多岐にわたり、重要性が増大することから、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を本会の要請活動等に反映させる。
 - ② 公衆衛生、家畜衛生、動物愛護等の職域に係る業務を一元的に所掌し、公務員獣医師の人事を管理する獣医務部局の設置については、家畜衛生・公衆衛生委員会において検討し情報提供に努めてきたが、鹿児島県における「獣医務技監」の設置等の事例を参考として各地方獣医師会から地方自治体への働きかけ等を依頼する。

2 家畜伝染病への防疫対応, 畜産振興, 食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・豚熱防疫対策に係る(公社)日本獣医師会からの働きかけ(東北地区)
 - ①現場の意見を反映した対策の実施, ②ワクチンの接種効果に係る試験研究と迅速な情報提供
- ・海外悪性伝染病におけるワクチン製造の早期実用化(関東・東京地区)
- ・家畜伝染病防疫体制の強化(四国)
 - ①緊急的な家畜伝染病対策のための獣医師の確保・要請, ②輸入検疫体制の強化, ③安全安心な畜産物の供給体制, 人獣共通感染症対策の充実, 強化, ④家畜伝染病に関する情報網の整備
- ・1家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性を踏まえた人員確保と処遇改善, ②バイオセキュリティに配慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置, ③ワンヘルスを推進するための体制整備と予算の確保(全国家畜衛生委員会)

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 家畜伝染病への防疫対応, 畜産振興, 食品の安全性の確保等については, 農場ごとの家畜衛生管理業務を「農場管理獣医師」に一元化する等, 「飼養衛生管理基準」の遵守体制確立のため, 以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。
 - ① 本会及び獣医療関係団体は, 平成22年度以降, 国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し, 「農場管理獣医師」の養成・確保に加え, 今後は, 社会のニーズに応える「認定・専門獣医師制度」を構築する中で, 「農場管理獣医師」を制度上の専門獣医師に位置付け, 高度獣医療提供体制の強化を図る。
 - ② 豚熱(CSF), アフリカ豚熱(ASF)等の特定家畜伝染病対策については, 引き続き本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において検討を行う。特に養豚農場における豚熱のワクチン接種については, 「農場管理獣医師」の専門資格制度の構築により, 農場に対する一元的な管理及び指導・監督の下, 飼養衛生, 経営管理等全般を管理する体制の整備を図る。
- (2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む検査・研究体制の整備・充実については, 上記1の(2)の①で述べた関係機関を一括統合した国の機関において対応を要請する。
- (3) 本課題については, 今後も産業動物臨床・家畜共済委員会, 家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い, その結果を本会及び関係組織の活動に反映させる。

3 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・狂犬病の恐ろしさの再認識とワクチン接種率の向上(関東地区)
- ・狂犬病予防注射業務における都道府県及び市町村と獣医師会の連携(中部地区)
 - 犬の登録, 予防注射済票の発行の一括受託等に関する方針の変換
- ・犬の登録, 狂犬病予防注射の徹底と予防注射済票・観察の装着, マイロチップの装着の徹底(四国地区)

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については, ①検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化, ②マイクロチップ(MC)を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進, 国内の犬飼育頭数の把握及びMCを予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現, ③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保, ④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実, ⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備, ⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について引き続き要請を実施する。
- (2) 地方自治体と獣医師会との連携による狂犬病予防事業の推進については, 狂犬病予防注射に係る地方自治体事務の一括受託など「小動物臨床委員会」でさらなる検討を行うとともに, 犬の飼育者の利便性向上のため, 引き続きマイクロチップ登録事業と一体化したワンストップサービスの実施について取り組む。

4 獣医師需給対策の推進, 就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・産業動物診療獣医師・公務員獣医師の確保対策
- ①獣医師国家公務員職員に対する医療職俸給表(一)の適用又は獣医職給料表の創設, ②獣医学系大学への地域枠入学者の拡充
- ・勤務獣医師, 特に公務員獣医師の処遇改善(近畿地区)
 - 特定獣医師職給料表等の処遇改善に係る対策の実施
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用(中国地区)
- ・農業共済組合家畜診療所の運営費の助成(中国地区)
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇改善(四国地区)
 - ①医師並みの給料表の制定, ②団体勤務獣医師の地方自治体勤務獣医師並みの処遇, ③地方自治体の畜産関係施設における設備と人員の充実, 地域保健法による保健所の所長を「医師又は獣医師と改正」
- ・産業動物診療及び公務員獣医師の処遇改善の強化

(九州地区)

①家畜共済制度の運営基盤の充実強化, ②勤務獣医師への適正な給料表の適用, 管理職ポストへの登用, 諸手当の創設・拡充, ③獣医学系大学への地域枠・職域枠の設定, ④女性獣医師の復職支援

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については, 引き続き以下のとおり要請等を実施する。

① 産業動物臨床・家畜共済委員会, 家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ, 獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善, また大学における産業動物臨床, 家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実, 修学資金の活用範囲の拡大等, また, 産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等について要請活動を実施する。

② 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において, ①卒後間もない産業動物診療獣医師, 公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習, 実習, ②中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習, 実習を実施して, 産業動物診療獣医師, 公務員獣医師の職域への定着を図る。

(2) 公務員獣医師の処遇改善について, 以下のとおり取組を推進する。

① 公務員獣医師の処遇改善, 特に獣医師の専門給料表については, 福岡県及び徳島県における「特定獣医師職給料表」の設置等の情報を提供するとともに, 引き続き地方獣医師会あて関係各所への要請活動を依頼する。

② 国家公務員獣医師である動物検疫所等の特定の部門に勤務する獣医師については「専門行政職俸給表」が適用されている。地方公務員獣医師については他の専門職と区分して俸給表を創設することの実現性等について, 家畜衛生・公衆衛生委員会等で検討する。

(3) 女性獣医師の活躍推進については, 職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに, 引き続き各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施する。

5 動物福祉・管理対策, 野生動物対策, 動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

(1) 動物福祉・管理対策の推進

・人と動物の良いセカンドライフの環境づくり (関東地区)

・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築 (関東地区)

・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正 (中国地区)

・犬・猫の適正飼養の啓発, 不妊去勢手術の推進 (四国)

(2) マイクロチップの普及推進

・マイクロチップの情報登録の一元化と獣医師がデータを検索する権限の付与 (中部地区)

・マイクロチップ登録情報の一元化と装着のための対応の強化 (九州地区)

①マイクロチップ登録情報の一元化と動物病院及び地方獣医師会が登録情報を検索する権限の付与,

②マイクロチップ装着に関する広報, 普及啓発と全ての犬猫への装着の義務化, ③獣医師による申請の代行システムの簡便化

(3) 災害時の動物救護対応の充実・強化

・災害時における被災動物の救護と支援体制の構築 (四国地区)

①災害時のペットとの同行避難に関する訓練の実施と受入れ態勢の整備, ②災害に備えたしつけ, 健康管理, マイクロチップの装着等に関する普及啓発, ③民間団体, ボランティア, 近隣自治体との連携の構築

・VMATの体制構築と災害時動物救護活動の体制の整備 (九州地区)

・飼育動物と同行避難ができる避難所開設の法令における明文化 (九州地区)

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 人と動物の共生, 高齢者の動物飼育支援等については, すでに「小動物臨床委員会」, 「動物福祉・愛護委員会」における協議内容の情報提供に努めているが, 今後も関係する委員会で検討し施策を講じる。

なお, 実効性ある動物福祉管理の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには, 国民の理解・支援を得る必要があり, 動物感謝デー in JAPAN 等, 本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行う一方, 関係機関等に対し積極的に要請を行う。

一方, 動物愛護管理法第22条に定める動物取扱責任者研修に関しては, 第一種動物取扱業者の業務に必要な知識及び能力の向上が目的であり, 専門職として, これらの知識及び能力を有する獣医師については, 受講を免除するよう環境省へその旨申し入れたところである。これに対して同省からは, 研修内容には獣医師も共有すべき事項等があることから除外できない旨回答がなされたので, 受講内容を確認の上, 改めて改善を求める。

(2) 販売用の犬・猫へのMCの装着・登録については、登録指定機関として法定登録データとAIPO登録データベースの一体的な管理、獣医師によるMC情報検索、狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備、MC手数料の適正化等の課題について、環境省、厚生労働省との円卓会議と並行して具体的な解決策を検討し実行する。次期法改正においては、現行の環境大臣登録からAIPO等の民間登録団体を指定する制度への抜本的な見直しについて検討し、環境省及び国会議員に積極的に要請活動を行う。

(3) 災害時動物救護活動については、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）をもとに地方獣医師会に対し地方自治体における施策等の協議を依頼する。

また、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、広域的な緊急災害時の動物救護活動等についてさらに論議を深める一方、「災害獣医療（VMAT）認定獣医師」制度の構築によるVMATの養成、災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じる。

(4) 学校動物飼育支援活動については、引き続き獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けるとともに、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会での検討を踏まえ、地方獣医師会等における具体的な活動を支援する。併せて、内閣府、環境省、文部科学省に対して支援を要請する。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・獣医療の国際化（獣医療の活動範囲の拡大）の推進（関東・東京地区）
- ・遠隔診療の再検討（中部地区）
- ・愛玩動物看護師及び愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフの対応について（中部地区）
 - ①獣医師と動物看護師の業務を明確にした診療計画例と救急救命業務手順書の作成、②愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフの名称の例示、③愛玩動物看護師養成機関の地域格差による動物看護師の偏在に関する考え方とその対応、④愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフへの教育
- ・「獣医療法」第17条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（中国地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 獣医療提供体制の整備・確保対策については、以下のとおり取組を実施する。

① 獣医療提供体制の整備・確保対策については、農林水産省から受託している「獣医療提供体制整備推進事業」等の実施により、「飼養衛生管理基準」に関する普及啓発、生産獣医療及び農場HACCPの普及等に関する知識・技術を備えた「農場管理獣医師」の養成・確保、農業共済制度の改善等について検討し、要請を行う。

② 遠隔地診療については、中山間地・僻地の畜産農家の立地に加え、農業共済団体の家畜診療所の統廃合及び産業動物獣医師の偏在による診療体制の維持が困難な地域の顕在化を踏まえ、農林水産省から「遠隔獣医療技術向上・普及体制構築事業」を受託し、デジタル技術を活用した画像診断等の遠隔獣医療技術の向上、普及に努める。

③ 総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供については、認定・専門獣医師制度の構築のため、本会に設置した「認定・専門獣医師協議会」において、本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組む。加えて、農林水産省獣医事審議会免許部会における獣医療法第17条に定める広告制限の一部緩和の検討を踏まえ、認定・専門獣医師制度における専門性の広告等の実現に取り組む。

④ 愛玩動物看護師の国家資格化については、新制度の円滑な運用、獣医療現場における獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築、愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上等の課題があるが、さらに診療計画例等の作成、遠隔診療指針等による適正運用等と併せて検討し、必要な措置を講じるとともに、要請を行う。

7 日本獣医師会と地方獣医師会の組織体制及び運営

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・地方獣医師会の積極的活動と財源確保に対する支援（中部地区）
 - 関係省庁の実施する事業への日本獣医師会の積極的な参画と地方獣医師会会員獣医師の活用による地方獣医師会の財源確保への支援
- ・日本獣医師会活動に関する情報の公開（中部地区）
 - ①ホームページの更新による特別委員会、部会委員会に関する情報の迅速な公開、②理事会、全国獣医師会会長会議に関する情報の早期の提供と全国獣医師会会長会議常設正副議長の選任への配慮
- ・地方獣医師会からの要望等に対する速やかな回答（中部地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 本会と地方獣医師会の組織体制及び運営については、以下のとおり取組を推進する。

- ① 引き続き農林水産省、厚生労働省、環境省等が公募する事業について、積極的に応募し、本事業予算をもって、地方獣医師会を主体とした各地での講習会等を実施いただくとともに、さらなる事業内容の充実を図る。
- ② 本会の情報公開におけるホームページの運営については、本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、全面的な改定に取り組んでおり獣医事対策等に関する情報提供及び普及啓発をさらに強化する。

③ 理事会、全国獣医師会会長会議に関する資料等の情報提供については、会議後の議事報告の日本獣医師会雑誌への掲載等と同様、地方獣医師会等への早期提供に努める。

④ 全国獣医師会会長会議常設正副議長の選任については、今後とも、円滑な議事進行を行うため、地元地方獣医師会の運営における知識や経験の豊かな方に、会議開催ごとでなく常設の議長及び副議長として務めていただく。

⑤ 地方獣医師会からの要望等に対する回答については、関係者からの意見徴収、関係省庁等との円滑な連絡調整に努め、迅速な回答に努める。